

**令和8年度O I H（大阪イノベーションハブ）
スタートアップアクセラレーションプログラム業務
プロポーザル公募要領**

公益財団法人大阪産業局では、大阪発のロールモデルとなる企業の発掘と成長を支援し、その成果を地域全体へ波及させることで、自律的なスタートアップ・エコシステムの構成をめざす「令和8年度O I H（大阪イノベーションハブ）スタートアップアクセラレーションプログラム業務」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

本事業は、令和8年度大阪市一般会計予算の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募した事実に留まり、いかなる効力も発生しません。

1. 案件名称

令和8年度O I H（大阪イノベーションハブ）スタートアップアクセラレーションプログラム業務

（1）事業の趣旨・目的

国際的な都市間競争が激化している中で、大阪・関西が経済的な成長・発展を果たしていくためには、新たな価値や市場を生み出すイノベーションが不可欠となっている。そのためには、大阪・関西が有するポテンシャルを活かしながら、イノベーション創出を牽引する意欲的な人材を国内外からひきつけ、また、起業家や新規事業に取り組む人材を資金面で後押しする投資家やベンチャーキャピタル（VC）といった資金供給源のほか、財務や法律といった専門分野で相談を受ける指導者・協力者（メンター）なども含めた、総合的なイノベーション創出環境となる、スタートアップ・エコシステムを整備していくことが重要である。

大阪市においては行政施策として、国内外から人材・情報・資金を誘引し、イノベーションにつながるプロジェクトを創出・支援できる「場」と「仕組み」をつくることを目的として平成25年度にナレッジキャピタルに大阪イノベーションハブ（以下「O I H」という。）を開設し、グローバルイノベーション創出支援事業（以下「G I 事業」という。）に取り組んできた。

公益財団法人大阪産業局では、上記G I 事業を受託してきた経緯があり、令和3年度からは大阪市交付金事業としてO I Hに集う国内外のスタートアップ支援に取り組んでおり、スタートアップの事業成長を共に牽引していくVC、大企業等との連携や、大阪・関西だけでなく、国内外におけるスタートアップ・エコシステムのステークホルダー等とのネットワーク構築を行っている。

また、大阪市や大阪府、公益財団法人大阪産業局、経済団体が連携し、オール関西で世界に冠たるスタートアップ都市・大阪をめざすべく、「大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム」を設立。令和2年7月には、大阪、京都、ひょうご・神戸の3つのコンソーシアムが連携し、内閣府が進める「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」の「グローバル拠点都市」

として選定された。

その後、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブーム実現をめざすため、令和4年11月に「スタートアップ育成5か年計画」が政府で決定されるなど、日本全体においてもスタートアップ支援の重要性が増している。

令和7年6月には「第2期グローバル拠点都市（広域都市圏型）」として、引き続き内閣府から選定されたことを受け、本業務は、このような取り組みの一環として実施し、スタートアップ・エコシステムにおけるネットワークやリソースを活用し、グローバル社会の中で意欲あるスタートアップや起業家の更なる成長につなげ、OIHを拠点に大阪経済の発展に貢献していくことをめざす。

本業務では、ミドル・レイター期の企業を輩出していくため、主にアーリー期（創業5年程度）の事業者（以下「スタートアップ企業」という。）に対し、適切な支援を提供することで事業成長を加速させる。具体的には、イノベーション創出に取り組んでいる全国の自治体や支援機関等と連携して、大阪ひいては関西圏を中心にジャンルを問わず広くスタートアップ企業を発掘し、大企業・コーポレートベンチャーキャピタル（CVC）・VC・アクセラレーター等と共に支援する。本業務を実施することで、大企業とスタートアップ企業との連携の促進（オープンイノベーションの進展）、アーリー期前後に対する投資資金供給体制の充実、既存のものづくり中小企業との連携など、スタートアップ・エコシステムの要素となるあらゆる資源を巻き込み、有望なスタートアップ企業を短期間で成長させ、大阪・関西のスタートアップ・エコシステムの充実強化を図る。

「スタートアップ企業の育成」と「大阪・関西のスタートアップ・エコシステムの充実強化」を目的に本業務を実施することで、次世代の成功事例づくりを加速させ、OIHにおける取り組みとともに、大阪・関西においてイノベーションが継続して創出される状態をつくりだす。

今般、その目的の達成に向け、受注者のもつスタートアップ企業支援に関する幅広い知識と経験、専門性やネットワーク等を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

（2） 業務内容

令和8年度OIH（大阪イノベーションハブ）スタートアップアクセラレーションプログラム業務委託仕様書（別紙）による。

（3） 契約上限額

¥34,936千円（税込）

（4） 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（5） 履行場所

発注者の指定場所

2. プロポーザル概要

（1）名称

令和8年度OIH（大阪イノベーションハブ）スタートアップアクセラレーションプログラム

業務プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）

（2）プロポーザル参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が以下の要件に該当すること。

① 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である者。

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けている者。

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。

② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条 第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律 第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者

その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

③ 大阪府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

④ 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の都道府県における最近 1 事業年度に都道府県税に係る徴収金を完納していること。

⑤ 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税その他公租公課を完納していること。

⑥ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。

⑦ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

⑧ 大阪市を当事者の一方とする契約（市以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し市が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。

（注）申込者が応募資格を備えていると認められない場合は、審査の対象外とする。

(3) 公募期間

令和8年2月2日（月）から 令和8年3月2日（月）

(4) 質問について

プロポーザルに関する質問については、令和8年2月13日（金）午後5時までに、メールにて送付してください。電話での質問は受け付けません。

【質問について】

- ・ 送付先メールアドレス:osap@obda.or.jp
- ・ 件名に【OIHスタートアップアクセラレーションプログラム業務】質問と明記してください。
- ・ 発信者名（所属名・担当者名）及び返信先電子メールアドレスを必ず記載してください。

また、ご質問の回答については、令和8年2月20日（金）午後2時頃（予定）に、大阪産業局WEBサイトにて公開します。（<https://www.obda.or.jp/>）

(5) プロポーザル書類の提出について

「プロポーザル提出書類」((6)に記載)を、提出期限までに持参、もしくは郵送で提出すること。

提出期限：令和8年3月2日（月）午後5時 必着

提出先：大阪産業創造館13階 大阪産業局 統括室総務部 太田 宛

（〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館13F）

(6) 提出書類

①提出書類：

ア 応募申込書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

提案ポイント1～13に対する提案を含む必要項目を不足なく記載したうえ、審査の際の匿名性を担保するため、記名・押印等が必要な表紙等を除く企画提案書本文の記載にあたっては、提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないこと。

ウ 応募金額提案書（様式3）

エ 事業実績申告書（2年間程度の実績）（様式4）

オ 共同企業体で参加の場合

共同企業体届出書（様式5）

カ 誓約書（様式6・様式7）

※様式6及び7については、共同企業体で参加する場合も、参加企業全てが提出すること。

キ 会社・団体概要

②提出部数：

上記ア～キ 正本1部

上記ア～オ 副本5部

※なお、副本については、審査の際の匿名性を担保するため、提案社名等、提案者を特定できる文言については、黒く塗りつぶすなどして提出すること。

(7) 提案内容に対するプレゼンテーションの実施

①日時：令和8年3月9日（月）午後（予定）（時間帯は、各社に後日通知します。）

各社最大40分間（プレゼンテーション：最大20分間、質疑応答：最大20分間）、出席者は1社3名まで

②場所：大阪イノベーションハブ（OIH）

（〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 タワーC 7階）

※現在改裝工事中で入口が昨年と異なってるので、当日までに必ず確認してください。

3. 企画提案の決定

(1) 選定委員会の設置

参加企業の中から企画提案を決定するため、別に、「令和8年度OIH（大阪イノベーションハブ）スタートアップアクセラレーションプログラム業務委託企業選定要領」を定め、選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会の開催

開催日時：令和8年3月9日（月）午後（予定）

(3) 選定基準

評価項目	評価ポイント	配点
スタートアップ（SU）企業の募集	有望なSU企業の具体的な発掘方法と採択について、有効で具体性のある内容となっているか	20
アクセラレーションプログラムの内容	プログラムおよび連携候補先について、実現性のある具体的な内容となっているか	25
情報発信	情報発信の手法や方針は効果的であるか	5
プログラム終了SU企業への支援	過去採択企業の現状把握、コミュニティ形成、支援方法の具体的な内容	25
フォローアップ、OIH関連業務との連携	応募企業に対するフォローや、OIHの他プログラムを把握し連携を具体的に示しているか	5
事業全般	実施スケジュールは効率的・効果的であるか	5
現状認識・基本的な考え方	大阪における現状の認識や基本的な考え方が妥当か	5
業務実施能力・体制・経費	適正な価格で確実に業務を遂行できる体制となっているか	10
合 計		100

※詳細な提案ポイントについては、様式（2）～（4）を参照すること

（4）最優秀提案企業の決定

選定委員会の選定結果に基づき、理事長が最優秀提案企業を決定する。

4. 結果の通知

応募事業者（共同企業体の場合は代表者構成員）全員に、結果を文書で通知する。

（令和8年3月19日（木）予定）

5. 留意事項

- ① 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、具体的な内容については委託企業選定後の打ち合わせにより決定する。
- ② 応募に要する費用は、すべて参加企業の負担とする。
- ③ 提出書類等は、返還しない。
- ④ プロポーザル参加により、知り得た秘密を第三者に漏らすことを禁じる。

6. 関係資料等

【別紙】令和8年度OIH（大阪イノベーションハブ）スタートアップアクセラレーション
プログラム業務委託仕様書